

**日程第4 選第1号 橋本市監査委員の選任について**

○議長（岡 弘悟君）日程第4 選第1号 橋本市監査委員の選任について を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、15番 中本正人君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

それでは、追加提案させていただきました議案について、ご説明させていただきます。

選第1号につきましては、橋本市監査委員として中本正人氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、選1件についてご説明申し上げます。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）市長の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております選第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

**日程第5 委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について**

○議長（岡 弘悟君）日程第5 委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、総合政策部の所管に関する事項のうち、同部内の教育福祉連携推進室の所掌事務の全てにおいて、教育並びに福祉に深く関

与する内容であることから、当室を所管する委員会を、総務常任委員会から文教厚生常任委員会に変更するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議員提出議案第1号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について**

○議長（岡 弘悟君）日程第6 議員提出議案第1号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

「家庭教育支援法」の制定を求める意見書。

今日、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭を巡る社会的な変化には著しいものがあります。そのため、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっております。

さらには、厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は毎年1万件ずつ増加し、平成27年度には10万3,260件を数え、深刻さを増しております。このような状況を一刻も早く解決しなければなりません。

現代は、若い父親・母親の出産や育児などが、関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えております。行政からのより積極的な家庭教育への応援体制が必要なときであると考えます。

未来社会の担い手である子どもたちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっています。

教育基本法第10条にも、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、また「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定しております。

上の内容を踏まえ、国会及び政府に、家庭教育支援法の制定を強く求めるものであります。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

橋本市議会。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働

大臣。

以上です。

議員の皆さま方のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）そしたら、討論させていただきます。

家庭教育支援法の制定を求める意見書に反対の立場で、討論させていただきたいと思ひます。

この問題は、私すごく思ひますが、本当に内容は重要な問題をはらんでおりますので、議員各位に私の反対討論を聞いていただいて、判断していただきたいとすごく思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

大学の教授とかという意見書をインターネットで見ましたので、ちょっと読み上げる形になるんですが、その意見を書いた内容、私、すごくそのとおりだと思ひますので、ぜひお聞きいただきたいと思ひます。

まずはじめに、弁護士団体であります自由法曹団が一昨年、2017年3月28日にこの問題、家庭教育支援法案に対する反対の意見書というか、声明のようなものを出されておりますので、その中で一部ちょっと拾って話したいと思ひます。

この家庭教育支援法案、この法案の中に幾つか15条にわたる条文があるんですが、その中を含めてちょっと意見を申し上げたいんですが、家庭教育の支援が緊要な課題である根拠として挙げているのは、家族の構成員の数が減少、そして、家族がともに過ごす時間が短くなった、そして、また、家庭と地域社会との関係が希薄になったという、初めのところ書かれている文章なんですが、こういうことを聞きますと抽象的な言葉ばかり並んでいるんですが、なぜ児童手当や給付型奨学金の充実、そういった子どもたちが育ちやすい環境を整備することではなくて、家庭教育の支援が必要であるかのような具体的な内容が書かれていないというふうに指摘しております。

そして、また、現在の子どもに生じている深刻な問題を解決するためには、財政的な支援等の子どもが育ちやすい環境の整備こそ急務であり、国が家庭教育に介入して、子どもに対し国が考える必要な習慣を身につけさせるというのは論外であるということで指摘しております。

そして、このようにも書いています。子どもの権利条約では、子どもの最善の利益の原則に基づいて、指導する責任は、まず第一に子どもの両親であることが確認されている。権利条約の5条、7条に書かれております。保護者には、子どもの最善の利益に基づいた教育を行うことについて、国家的介入を排除するという意味での親の教育の自由が存在する。つまり、家庭教育の支援というならば、

さまざまなニーズを持つ子どもを中心に置き、子ども固有の人間としての尊厳を前提として、子どもの成長発達権に応えるという観点から議論されなければならない。その観点から考えれば、国が一定の価値観を望ましいものと設定をし、それを子どもに押しつけることは、子どもの思想・良心の自由、学習権及び成長発達権を侵害するものであるということも指摘しております。

そして、これは国が想定する理想的な家族像を前提に、国にとって都合のいい子どもにするための必要な習慣を身につけさせるといった、そういう指摘もしております。必要な習慣を身につけさせるということを保護者に負わせるという一方的な役割と価値観の押しつけに立脚しているものであると、弁護士のあれで難しい言葉なんです、その家族の事情や個々人のライフスタイルを尊重する立場に全く立っていないばかりか、法律であるべき家族像を否定することは、その家族像に当てはまらない多様な生き方を否定することにつながりかねない。そして、現憲法24条がうたう家庭の中での男女平等や個人の尊厳を根本的に否定する価値観が示されているようになっていくということで指摘しております。

それと、これは弁護士のちょっと表現、言葉、難しい感じもするんですが、もう一つお聞きしてほしいんですが、日本大学文理学部教授なんです、広田照幸さんという方がインターネットで出ておりましたんで、なるほどと私思いましたんで、ぜひちょっと長くなるんですが、お聞きいただきたいと思っております。

はじめにこのように書いてあります。例を挙げているんですが、統計数理研究所が5年おきに行ってきた「日本人の国民性」という調査の結果報告をこの方が書いておられますが、あなたにとって一番大切なものとして家族を挙げる比率が、戦後一貫して増加してき

たことを挙げています。家族こそが一番という人は増え続けています。この家庭教育支援法案の先ほど報告がありましたが、ああいう内容とちょっと筋が違っているように思いません。1958年、約12%だった大切なものに家族を挙げている方が、2003年には45%にということでもどんどん増えて続けております。国民意識がそういうふうに変ってきているということなんです。

もう一つ申し上げますと、学校の規則を守っているとか、いじめをいけないことだと思う比率はという質問にも、9割がありました。いじめを許さないという意識を持っている方が、それだけありますね。それと、二つ目には、人が困っているときに進んで助けることを答えた方も83.8%、人の役に立つ人間になりたいと思っているかという質問にも92.8%ということで、国民意識がそういう形で、先ほど提案されている家庭教育支援法で趣旨の説明がありましたが、ちょっと違っていると思います。現実の把握では間違っているように思います。

それと、この広田教授のもう1個指摘なんです、お聞きしてほしいんですが、このようにも書いております。行政の役割は生活を支えることということの指摘で、家庭教育への行政による介入は一般の大人を教育しようとするものなので、望んでもいない大人を教育するというのはいけないということを指摘しております。家庭で実際に子どもを教育している保護者が、家庭教育をどうやっていけばよいのか迷うことがあるのは通常だし、そういうものだ。迷いがあるのは当たり前だ。だから、行政であれ、地域の人であれ、「正しいやり方」を押しつけてはいけない。格差社会の進行の中で、子どもの教育について十分配慮する余裕がないような深刻な問題を抱えた家庭は確かにある。そういう家庭には支援

が必要だ。でも、それを家庭教育のあり方を指導するというので解決しようとするのではない。深刻な問題を抱えた家庭は、そういった問題は確かにあるんですが、生活の立て直しのためのサポートこそが必要で、有効なはずでありますとおっしゃっています。きめ細かな福祉や安定した雇用など、生活の基盤を支える行政サービスや、本人たちの切実な必要に応える支援など、とにかく生活を安定させるということこそが必要なはずである。家庭の置かれた状況が深刻なときに、行政が親を教育して問題を解決しようとするのは、善意ではあっても罪深い考え方であると指摘しておるんです。

そんなことで、私もそう思います。だから、紹介しましたこの二つのご意見なんですが、反対意見ということで書かれたご意見です。そういうことで、家庭教育を支援するという、法律化することの違法性を今、申し上げたわけなんですが、そういうことによって私もここで反対討論をさせていただくんですが、家庭教育支援法の制定を求める意見書に、今申し上げた内容で、反対の立場で申し上げたいと思います。ぜひ本当に、行く行く先これ、決めってしまったら、どんな流れになってしまうかというのがすごく心配です。ぜひ、議員各位の皆さん、お考えいただいて、ご判断をお願いします。よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、親の教育の自由とか、ライフスタイルというのは、少なくとも子どもが学習できる環境にあってはじめて選べるものであると思います。まあいえば、放置、放任と

は違うんですね。環境がそろってこそ、いろいろやっていけるんです。現在言われておりますのは、そこへ至るまでの問題です。この家庭教育支援法ができたとしても、それを受ける受けないは保護者の自由でもありますし、このことというのは日本国全体、もっといえば、橋本市の将来を考えた場合に、保護者もそう、子どももそう、どれだけ自分たちは勉強できるんだろう、保護者の迷いとかを行政として支えていける。どういうことをやっていけば、もっともこの市のためになるのかなというところまで至るものだと思います。

よって、私は賛成とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号「家庭教育支援法」の制定を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

## 日程第7 議員派遣の件

○議長（岡 弘悟君）日程第7 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、会議規則第166条第1項及び第2項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

ただ今、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

---

○議長（岡 弘悟君）以上で本日の日程は終

わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

---

○議長（岡 弘悟君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、12日の開会から本日まで19日間にわたりまして、ご提案させていただきました議案11件の全てに対し、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の過程でいただきましたご意見につきましては、今後十分検討してまいります。

今議会において、(仮称)山田こども園及び(仮称)学文路こども園の整備については、公私連携幼保連携型認定こども園を推進する計画をご報告させていただきました。各地で地震が多発する中、園児の安全対策を考える必要があります。現存の施設については、老朽化対策が喫緊の課題であり、本市の財政状況を考えますと、公設公営、公設民営、あるいは単独での建設改修は大変難しいと判断をいたしました。本市が今までに取り組んできた公設民営のこども園と同程度の協定を結び、市が一定の関与を持ち続けることができる本計画は、将来に向けての有効な方策であると考えております。小規模の保育園を希望される保護者の方もおられることは、十分理解しておりますので、現在、公立保育園、幼稚園のあり方について既に協議を始めており、しっかりと対応をしてまいります。明日から説明会をさせていただき、在園するお子さんや

保護者の皆さんにとってご理解いただけることも園計画を進めていきたいと考えております。

さて、前畑秀子NHK朝ドラ誘致活動もいよいよ大詰めを迎え、7月26日、名古屋市長、岐阜市長とともに、NHKの上田会長に要望書と21万8,000筆の署名を提出するため、上京を予定しております。3市が一丸となって進め、金メダリスト前畑秀子さんの頑張りをぜひとも朝の連続テレビ小説として取り上げていただけるようお願いに行ってまいります。

また、本市においては、8月1日から14日までの2週間を、オリンピックゴールドメダリスト顕彰ウィークとして、市民の皆さんの朝ドラ誘致の機運をさらに高めていきたいと考えていますので、議員の皆さまにもご協力をよろしくお願いいたします。

次に、本年も橋本市の夏祭り、紀の川橋本サマーボールが、8月5日に開催されます。

このサマーボール実施にあたりましては、橋本商工会議所青年部、高野口商工会青年部を中心とした実行委員会の皆さまにお世話をいただき、ステージイベント、花火大会の企画に加え、今年は浴衣コンテストも企画して

いただいております。

また、今年は5周年記念大会として、紀の川最大級の1尺玉を含む8,000発の花火が打ち上げられます。この花火は多くの皆さまからのご寄附により打ち上げられるもので、趣旨にご賛同いただいた方々に感謝を申し上げますとともに、議員各位におかれましても、当日は会場にて1尺玉による迫力ある花火をご堪能していただきたいと思っております。

最後に、今年の梅雨は前半には雨が少なく、7月後半にかけて平年並みとの予報ですが、大雨による災害はいつ発生するかわかりません。ふだんから災害に備えるよう、気を引き締めてまいります。

じめじめした気候がしばらくは続くと思いますが、どうかご自愛の上、今後とも積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。6月市議会定例会の閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）これにて、平成29年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時26分 閉会）